（国立印刷局債券原簿の備置き及び閲覧等）

第十三条　印刷局は、国立印刷局債券原簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

２　国立印刷局債券の債権者その他の財務省令で定める者は、印刷局の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一　国立印刷局債券原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　国立印刷局債券原簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を財務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

３　印刷局は、前項の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　当該請求を行う者が国立印刷局債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

三　当該請求を行う者が、過去二年以内において、国立印刷局債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第十四条第一項中「より」を「よる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十号に掲げる事項

第十四条第一項第五号中「第二号」を「前各号」に、「債券」を「国立印刷局債券の債券」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　第八条第一項に規定する事項を記載した書面

第十四条を第十八条とし、第十三条の次に次の四条を加える。

（国立印刷局債券の債券の発行）

第十四条　印刷局は、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならない。

（国立印刷局債券の債券の記載事項）

第十五条　国立印刷局債券の債券には、次に掲げる事項を記載し、印刷局の理事長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一　印刷局の名称

二　当該債券の番号

三　当該債券に係る国立印刷局債券の金額

四　当該債券に係る国立印刷局債券の種類

２　国立印刷局債券の債券には、利札を付すことができる。

（国立印刷局債券の債券の喪失）

第十六条　国立印刷局債券の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

２　国立印刷局債券の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における国立印刷局債券の償還）

第十七条　印刷局は、債券が発行されている国立印刷局債券をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される国立印刷局債券の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

２　前項の利札の所持人は、いつでも、印刷局に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

本則に次の一条を加える。

（会社法の準用）

第十九条　会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十七条、第六百八十九条、第六百九十二条及び第七百一条の規定は、国立印刷局債券について準用する。この場合においては、同法第六百八十七条、第六百八十九条及び第六百九十二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百六十三号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十九条第一項、自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第五条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九条第一項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十五条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第六項、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十条第六項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第八項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第八条第九項、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十九条第六項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第三十二条第六項、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第三十四条第六項、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十二条第七項、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の十、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第六項及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車登録令の一部改正）

第一条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「には」の下に「申請人の氏名又は名称その他の」を加え、「署名押印しなければ」を「押印しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人が、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人が、押印することを要しない。

第十六条第一項中「申請書には」を「前条第一項の規定により押印した申請書には」に改め、「この条において」を削り、同項ただし書を削る。

第十七条中「署名押印した」を「記名押印した」に、「提出しなくてもよい」を「提出することを要しない」に改め、同条に次の三項を加える。

２　前項に規定する場合においては、やむを得ない場合を除き、その申請書に、その第三者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。